

告 示 第 6 号  
平成31年2月22日

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
理 事 長        森    博    幸

谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則（平成9年規則第3号）の規定に基づき次のとおり定めたので、下記の事項を公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

|   | 購入する物品等の名称      | 年間予定使用電力量       |
|---|-----------------|-----------------|
| 1 | 谷山サザンホールで使用する電気 | 539,462キロワットアワー |

(2) 購入する物品等の供給期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (7) 平成31年4月1日から送電することが可能であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成29年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が $0.559 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成29年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター、または、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から平成31年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成30年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 平成29年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

### 3 契約条項を示す場所

〒892-0853

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

### 4 入札説明書等の交付及び受付場所等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

#### (1) 交付及び受付場所

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

(かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 2階)

#### (2) 交付及び受付期限

平成31年3月6日(水)

#### (3) 提出書類

所定の入札参加資格審査申請書(様式1)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類(以下「申請関係書類」という。)を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送(受付期間内必着)により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちケを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の平成31年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類(個人の場合に限る。)

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税(同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地の市区町村税)について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(法人にあっては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書)

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 2 (5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 2 (8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 2 (8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 5 (8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書（注2）又は確認資料

サ 2 (13) に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、平成30年中に、電力供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類。

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

(4) その他

財団ホームページ（<http://www.k-kb.or.jp/>）からも入手することができる。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成31年3月14日（木）午後4時から

(2) 場所

鹿児島市山下町6番1号

教育総合センター2階女性会館 第1・第2研修室

※控室：教育総合センター2階女性図書連絡室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定に準じて免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 8 最低制限価格

設定しない。

## 9 郵送又はファックスによる入札

郵送又はファックスによる入札は、認めない。

## 10 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札

サ 入札金額と入札説明書の 16 に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札

シ 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札

ス その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 平成 31 年度予算が平成 31 年 3 月 31 日までに市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

## 11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

## 12 問い合わせ先

郵便番号 892-0853

鹿児島市城山町 5 番 1 号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

(かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 2階)

電話 099-227-1932

ファックス 099-226-3248

電子メールアドレス zaidan@k-kb.or.jp

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
平成31年2月22日 告示 第6号  
一般競争入札分

## 入 札 説 明 書

入札事項名

谷山サザンホールで使用する電気

〒892-0853

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

(かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 2階)

電話 099-227-1932

## 入 札 説 明 書

谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 平成31年2月22日
- 2 入札執行者 公益財団法人かごしま教育文化振興財団 理事長 森 博 幸
- 3 契約担当課 〒892-0853  
鹿児島市城山町5番1号  
公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局  
電話 099-227-1932  
ファックス 099-226-3248  
電子メールアドレス zaidan@k-kb.or.jp

### 4 入札に付する事項

#### (1) 件名

谷山サザンホールで使用する電気

#### (2) 内容

「谷山サザンホール電気需給仕様書」のとおり

### 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程（以下「指名停止に関する要綱等」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない



者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(7) 平成31年4月1日から送電することが可能であること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成29年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が0.559kg-CO<sub>2</sub>/kWh（以下「基準値」という。）以下であること。

イ 平成29年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター、または、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書（注1）を購入し、本市に無償で譲渡できること。

ウ 平成30年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から平成31

年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、平成30年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。

- (9) 平成29年度において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定に基づく勧告を受けていないこと。
- (10) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (11) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (12) 契約後、この契約を適確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。
- (13) 本施設の規模以上の電気供給実績があること。

## 6 契約条項を示す場所

〒892-0853

鹿児島市城山町5番1号

公益財団法人かごしま教育文化振興財団 事務局

## 7 入札参加資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

所定の入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送（受付期間内必着）により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちケを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の平成31年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書）

カ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

キ 5(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）

ク 5(8)ア又はウ、(9)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）

ケ 5(8)イ又はウに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）又はグリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）

コ 5(8)及び(10)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書（注2）又は確認資料

サ 5(13)に掲げる事項の確認に必要な履行証明書又は供給実績が確認できる書類（履行済みの電気需給契約の契約書の写し等）。なお、平成30年中に、電力供給を開始又は本施設の規模以上の電気需給契約を締結した小売電気事業者については、9か月以上の供給実績が確認できる書類。

シ 電気の供給可能量が確認できる書類

## (2) 受付期間

平成31年2月22日から平成31年3月6日まで（火曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。

## (3) 受付場所

6に同じ。

## (4) 入札参加資格審査申請に係る結果

入札参加資格審査申請に係る結果通知は、書面により通知する。

## (5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から平成31年3月31日までとする。

## (6) その他

ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ (1)ア、イ、ウ及びエについては、入札参加資格審査申請前3か月以内に発行された

ものであること。

エ (1)ケについては、該当する場合のみ提出とする。

オ (1)ア、イ、ウ、オ、カ、コ及びシについては、写しでも差し支えない。

## 8 入札説明書等に対する質疑応答

### (1) 入札説明書等に対する質疑

入札説明書等に対して質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次の受付場所に直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス又は電子メールによる場合は、書面を送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付場所

6に同じ

イ 受付期限

平成31年2月27日（水）午後6時まで

### (2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、財団ホームページ (<http://www.k-kb.or.jp/>) において閲覧できるようにする。

## 9 入札説明会

実施しない。

## 10 入札執行の日時及び場所

### (1) 日時

平成31年3月14日（木）午後4時から

### (2) 場所

鹿児島市山下町6番1号

教育総合センター2階女性会館 女性第1・第2研修室

※控室：教育総合センター 女性図書連絡室

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定に準じて免除する。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を

同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 1.2 最低制限価格

設定しない。

## 1.3 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は認めない。

## 1.4 開札

即時開札とする。

## 1.5 入札書の記載方法等

- (1) 入札書に記載する金額は、鹿児島市立ふるさと考古歴史館電気需給仕様書（以下「仕様書」という。）に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対する年間総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。
- (2) 参考総価比較額には、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。
- (3) 力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額を算定すること。
- (4) 割引やその他必要な料金がある場合には、参考総価比較額に含めるものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 1.6 積算内訳書の提出

- (1) 入札に際して、参考総価比較額の算定基礎となった積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書には、次の単価及び料金等を記載すること。

ア 月毎の予定契約電力

イ 契約電力1キロワット当たりの単価（基本料金単価）

ウ 月毎の予定使用電力量

エ 月毎の使用電力量1キロワットアワー当たりの単価（電力量料金単価）

オ 月毎の力率、力率修正率及び力率修正額

- カ 蓄熱式負荷設備や電化機器等に対する月毎の割引単価（割引がある場合）
  - キ イ、エ及びカ以外に必要な料金に対する月毎の単価（必要な料金がある場合）
  - ク カ及びキを適用する月毎の使用電力量等の数量
  - ケ イ及びエを根拠とし、ア及びウに基づき算出した料金
  - コ カ及びキを根拠とし、クに基づき算出した料金
  - サ 月毎の総料金
  - シ 参考総価比較額
  - ス その他参考総価比較額に含めた全ての料金及びその単価、並びに単価を適用する数量
- (3) 積算内訳書の記載にあたっては、月毎の総料金に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その他の金額は1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、割引率又は加算率に小数点以下第5位の数字があるときはこれを切り捨てるものとする。

## 1.7 入札の方法

- (1) 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、氏名（法人の場合はその名称または商号）及び入札件名（鹿児島市立ふるさと考古歴史館で使用する電気）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 入札に際しては、(2)の封筒に1.6に規定する積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。
- (4) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者、及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札は辞退できるが、辞退するときは、入札執行前にあつては入札執行前までに入札辞退届を提出すること。入札執行中にあつては入札辞退届又は、その旨を明記した入札書を提出すること。
- (7) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

## 1.8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
- (11) 入札金額と16に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (12) 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

## 19 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) くじによる落札の決定において、同価格入札をした者はくじを辞退することはできない。
- (4) 落札決定の日までにおいて、指名停止に関する要綱等に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については落札者とししない。
- (5) 契約は、15に規定する積算内訳書に記載されている単価等で行うものとする。
- (6) 落札決定については、鹿児島市議会の平成31年度予算の議決終了まで保留とし、議決終了後に落札決定する。
- (7) 落札決定を保留された者は、落札決定にあたり、6に規定する場所で落札承諾確認が必要となる。

## 20 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に準じて直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいないときは、入札を中止する。

## 21 契約書の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約書を提出しなければならない。

## 2 2 支払条件

- (1) 落札者は、毎月末日の 24 時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を財団に通知するものとする。
- (2) 財団の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを財団に請求するものとする。
- (3) 財団は、(2)の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に電気料金を支払うものとする。

## 2 3 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 2 4 その他

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）等を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 鹿児島市の平成 31 年度予算が平成 31 年 3 月 31 日までに鹿児島市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

(注 1) グリーン電力証書とは、第三者認証機関である「一般財団法人 日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」、または、「一般財団法人 日本品質保証機構」が発電実績を認証し、グリーン電力証書発行事業者が発行する証書をいう。購入する証書のグリーン電力量は次の算出式による。

グリーン電力証書電力量 > 予定使用電力量 × (1 - 0.559 ÷ 平成 29 年度調整後排出係数)

(注 2) 環境報告書とは、平成 29 年度の自社の環境への取り組みをまとめた「環境報告書」又は「CSR 報告書」をいう。なお、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に定める記載事項を満たすものであること。



平成 3 1 年度

谷山サザンホール

電気需給仕様書

## 谷山サザンホール電気需給仕様書

谷山サザンホールの電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

### 1 概要

#### (1) 需要場所

鹿児島市谷山中央一丁目4360番地 谷山サザンホール

#### (2) 業種及び用途

文化施設（音楽劇場）

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

|              |            |
|--------------|------------|
| ア 供給電気方式     | 交流3相3線式    |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6,600V     |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6,600V     |
| エ 標準周波数      | 60Hz       |
| オ 受電方式       | 1回線受電      |
| カ 非常用自家用発電設備 | あり（系統連系なし） |
| キ 太陽光発電設備    | なし         |

#### (2) 予定契約電力、予定使用電力量

|          |       |
|----------|-------|
| ア 予定契約電力 | 395kW |
|----------|-------|

（各月の契約電力は、供給開始後その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。）

|           |            |
|-----------|------------|
| イ 予定使用電力量 | 539,462kWh |
|-----------|------------|

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの使用電力量の見込み。増減有り。）

|      |          |
|------|----------|
| ウ 力率 | 100%（平均） |
|------|----------|

（月別の力率は、実測値によるものとする。）

#### (3) 契約供給期間

平成31年4月1日0時00分から平成32年3月31日24時00分まで

#### (4) 電力量等の計量

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| ア 自動検針装置    | ：有              |
| イ 電力会社の検針方法 | ：自動検針           |
| ウ 電力量計構成    | ：電力需給用複合計器（普通級） |

(5) 契約期間の電力消費計画

別紙 1 参照

(6) 需給地点

需要場所の構内引込口に公益財団法人かごしま教育文化振興財団が施設する受電用負荷開閉器の電源側接続点

(7) 計量地点

谷山サザンホール内の 1 階中央コントロール室

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(9) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

### 3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正前の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件並びに選択供給条件による。なお、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

## 平成31年度電力消費計画

(単位:kWh)

| 年  | 月  | 夏季平日    | 夏季休日   | その他季平日  | その他季休日  | 計       |
|----|----|---------|--------|---------|---------|---------|
| 31 | 4  |         |        | 14,494  | 13,532  | 28,026  |
| 31 | 5  |         |        | 15,794  | 21,578  | 37,372  |
| 31 | 6  |         |        | 29,443  | 21,248  | 50,691  |
| 31 | 7  | 38,763  | 31,308 |         |         | 70,071  |
| 31 | 8  | 37,299  | 26,069 |         |         | 63,368  |
| 31 | 9  | 28,023  | 26,892 |         |         | 54,915  |
| 31 | 10 |         |        | 31,597  | 23,891  | 55,488  |
| 31 | 11 |         |        | 24,671  | 20,248  | 44,919  |
| 31 | 12 |         |        | 18,956  | 16,320  | 35,276  |
| 32 | 1  |         |        | 17,620  | 10,554  | 28,174  |
| 32 | 2  |         |        | 22,013  | 14,457  | 36,470  |
| 32 | 3  |         |        | 17,409  | 17,283  | 34,692  |
| 計  |    | 104,085 | 84,269 | 191,997 | 159,111 | 539,462 |

平成 年 月 日

入札参加資格審査申請書

公益財団法人かごしま教育文化振興財団

理事長 森 博 幸 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成31年2月22日付けで公告のありました谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る入札に参加する者に必要な資格の審査について、下記のとおり書類を添えて申請します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であることを、ここに誓約します。
- 2 この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）その他の鹿児島市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないことを、ここに誓約します。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であることを、ここに誓約します。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを、ここに誓約します。
- 5 履歴事項全部証明書、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権

を得ない者でないことを証する書類、納税証明書又は滞納がないことの証明書、印鑑証明書、財務諸表、資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式2）、二酸化炭素排出係数等報告書（様式3）、グリーン電力証書購入誓約書（その1）（様式4）、グリーン電力証書購入誓約書（その2）（様式5）及び環境報告書については、別添のとおりです。

6 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることについては、別添のとおりです。

7 平成31年4月1日から送電することが可能であることについては、別添のとおりです。

8 この公告の2(8)及び(10)の規定に基づく資格要件の確認については、別添のとおり資料を提出します。

9 電気の供給実績及び本件に送電をすることが可能な保有電力量の確認については、別添のとおり書類を提出します。

平成 年 月 日

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
理 事 長 森 博 幸 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書

入札参加資格審査申請にあたり、当社と資本関係又は人的関係のある法人は、次の表のとおりであることを申告します。

| No. | 商号又は名称 | 代表者の職及び氏名 | 所在地 | 該当内容 |
|-----|--------|-----------|-----|------|
| 1   |        |           |     |      |
| 2   |        |           |     |      |
| 3   |        |           |     |      |
| 4   |        |           |     |      |
| 5   |        |           |     |      |

## 備考

- 1 資本関係又は人的関係のある法人について記載すること。なお、該当する法人がない場合は、「商号又は名称」欄に、「該当する法人なし」と記載すること。
- 2 資本関係又は人的関係がある法人とは、次のいずれかに該当する法人とする。
  - (1) 資本関係のある法人
 

次のいずれかに該当する法人。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社又は子会社

イ 親会社を同じくする子会社同士
  - (2) 人的関係のある法人
 

次のいずれかに該当する法人。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 貴社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている法人

イ 貴社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている法人
- 3 「該当内容」欄には、資本関係のある法人の場合にあつては、「親会社、子会社又は子会社同士」のいずれかを記載し、人的関係のある法人の場合にあつては、「人的関係」と記載すること。
- 4 記載する欄が足りない場合は、行を追加して全て記載すること。

平成 年 月 日

二酸化炭素排出係数等報告書

公益財団法人かごしま教育文化振興財団

理事長 森 博 幸 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成31年2月22日付けで公告のありました谷山サザンホールで使用する電気の調達に係る二酸化炭素排出係数等については、下記のとおりです。内容に相違ないことを誓約します。

記

1 平成29年度の1キロワットアワー当たりの調整後排出係数

調整後排出係数  $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$

1-2 平成30年度中に電力供給を開始した特定規模電気事業者の、供給開始の日から平成31年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数

二酸化炭素実排出係数  $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$

$\left( \begin{array}{l} \text{二酸化炭素の量} \\ \text{供給（小売り）した電力量} \end{array} \right)$   $\left( \begin{array}{l} \text{kg-CO}_2 \\ \text{kWh} \end{array} \right)$

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第3条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けておりません。

3 環境負荷を軽減するための、次の社会貢献事業活動を行っております。

事業活動内容



平成 年 月 日

グリーン電力証書購入誓約書（その1）

公益財団法人かごしま教育文化振興財団

理 事 長 森 博 幸 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成31年2月22日付けで公告のありました谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(8)のイの規定に基づき、受注した際には、次の電力量以上のグリーン電力証書を購入し、貴財団に無償で譲渡することを誓約します。

グリーン電力量 k W h

平成 年 月 日

グリーン電力証書購入誓約書（その2）

（平成29年度中に電力供給を開始した特定規模電気事業者用）

公益財団法人かごしま教育文化振興財団

理 事 長 森 博 幸 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

平成31年2月22日付けで公告のありました谷山サザンホールで使用する電気の購入契約に係る入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(8)のウの規定に基づき、受注した場合に、確定した平成29年度の調整後排出係数が同事項の(8)のアに規定する基準値を超えるとときは、その時点で同事項(8)のイの規定に準じた対応をすることを誓約します。

# 委 任 状

(住所)  
私儀、今般都合により  
(氏名) を

代理人と定め、下記件名の入札、見積り及び契約締結に関する一切の権限を委任します。

件 名 谷山サザンホールで使用する電気

平成 年 月 日

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
理 事 長 森 博 幸 殿

委 任 者  
住 所  
氏 名

代 理 人  
住 所  
氏 名

# 入札書

入札額 \_\_\_\_\_ 円

件名 谷山サザンホールで使用する電気

公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則その他諸条件を承諾のうえ上記のとおり見積りします。

平成 年 月 日

会社所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
理事長 森 博 幸 殿

注 ○ 金額は、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を、算用数字を用いて記入して下さい。

○ 代理人による見積を行うときは、委任状を提出して下さい。

○ 代理人は、住所氏名を記入して捺印して下さい。

平成 年 月 日 落札決定通知承諾



## 電 気 需 給 契 約 書 (案)

- 1 件 名 谷山サザンホールで使用する電気
- 2 契約期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から  
平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで
- 3 契約単価 別紙契約単価明細書のとおり
- 4 契約保証金 免除

上記の電気の需給について、公益財団法人かごしま教育文化振興財団と は、  
各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に  
従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有す  
る。

平成 3 1 年 4 月 1 日

発注者 住 所 鹿児島市城山町 5 番 1 号  
公益財団法人かごしま教育文化振興財団  
氏 名 理 事 長 森 博 幸 印

受注者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印

(総則)

第1条 公益財団法人かごしま教育文化振興財団（以下「発注者」という。）及び

（以下「受注者」という。）は、日本国の法令を遵守し、この契約（仕様書及び関係する供給条件、約款を含む。以下同じ。）に従い履行しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書に基づき発注者が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者に対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鹿児島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第4条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第5条 契約電力が500KW以上の場合の契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者と受注者とが協議して定める。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約電力を変更しなければならない。

2 契約電力が500KW未満の場合の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合等、受注者の供給条件に特段の定めがある場合は、発注者、受注者協議の上、契約電力を決定する。

3 発注者が第1項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1月の力率により割り引きまたは割り増したものの1.5倍に相当する金額を超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

(使用電力量の計量)

第6条 受注者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を発注者に通知しなければならない。

2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(支払)

第7条 受注者は、第6条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、別紙契約単価明細書の電力量料金契約単価に該当月における使用電力量を乗じて得た額と、別紙契約単価明細書の基本料金契約単価に契約電力を乗じて得た額、並びに電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき九州管内で一般電気事業者としての許可を得ていた者(以下「旧電気事業法に基づく九州管内の一般電気事業者」という。)が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件により算出した額の合計額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなくてはならない。

4 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約(変更契約を除く。)の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第8条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、旧電気事業法に基づく九州管内の一般電気事業者が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件によるものとする。



(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) 第13条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 発注者は、第1項の規定による契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

（談合その他不正行為による発注者の解除権）

第10条 発注者は、第9条の規定によるほか、この契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- (4) 受注者が、前号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- (5) 受注者が、第3号の抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（第1号又は第2号の命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- (6) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為による損害賠償の請求）

第11条 受注者が前条各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号の排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公

正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合

(2) 前条第６号に該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第１９８条の規定による刑が確定した場合

(3) その他発注者が特に認めた場合

２ 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。

３ 第１項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する予定契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の１０分の１に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

４ 受注者が第１項の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（協議解除）

第１２条 発注者は、契約期間の間は、第９条及び第１０条の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第１３条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、この契約を解除することができる。

２ 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第１４条 この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２ 発注者は、この契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。

３ 前項の電気料金は、発注者と受注者とが協議して定める。

（公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則等の遵守）

第１５条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則及び関係法令の定めるところに従わなければならない。

(その他)

第16条 この契約書に定めのない事項については、旧電気事業法に基づく九州管内の一般電気事業者が、高圧又は特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要に対して定める標準供給条件並びに選択供給条件による。

2 前項に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。